

試験委員会ご連絡：資格<更新>認定について

—平成 29 年度／会員、I P O・内部統制実務士／資格更新認定<単位制度>—

平成 29 年 4 月 1 日：規程改訂

試験委員会/平成 29 年 5 月 20 日：審議/承認済み

「I P O・内部統制実務士（標準・上級）」資格は、資格登録後「有効期間 2 年間」内に計 20 単位を取得いただき資格更新を行う制度です。

この単位の取得は、基本的に「資格更新講習会の受講（現状 5 時間 10 単位）」により、年 3 回（3 月、7 月、11 月）講習会を開講して参りました。

平成 28 年度からは、更に以下<新設>の「単位認定」を含めて拡充（制度化）します。なお、新単位認定の開始は、平成 27 年度下期から試行して認定しています。

1. 研修会への参加による単位認定

資格更新講習会等を補完する形式で『研修会<少人数ゼミ形式>』を協会が開催し、この参加により単位を認定します。また、研修会の開催は下記の『5 研修』に拡充し、東京のほか大阪で開催し、資格更新単位を認定して参ります。

(1) 伝達講習／研修会（大阪会場）

資格更新講習会の講習内容を補完する形式等で、『研修会<ゼミ形式：伝達講習>』を開催し、この参加により単位を認定します。研修会は半年ごとに大阪で開催とし、資格更新単位<一回当たり 3.5 時間 7 単位>を認定して参ります。

（注）年 2 回、4 月、10 月大阪会場で開催します。

(2) 上級演習／研修会

標準資格者（I P O・内部統制実務士）が、上級資格（上級 I P O 実務士、上級内部統制実務士）試験の試験委員会講師による試験対策講座「下記 2.（1）」に参加するほか、上級資格試験の過去問答案練習等を行う「研修会<ゼミ形式：演習対策>」に参加された方に、資格更新単位<一回当たり 2.5 時間 5 単位>を認定して参ります。

研修会の日程は試験公告等でお知らせし、過去問等を教材として開催して参ります。

①. 上級 I P O 実務士試験用：研修会／7 月、1 月（試験対策講座の直前に）開催

②. 上級内部統制実務士：研修会／7 月、1 月（試験対策講座の直前に）開催

（注）上級試験の受験者（及び試験対策講座の受講者）が対象になります。

(3) 業務／研修会

正会員向け経営管理（経営調査士等認定講座の教育内容）科目を講習内容とする「研修会<ゼミ形式>」を年 2 回（6 月／12 月）に開講し、参加された有資格者の方に、資格更新単位<一回当たり 3.5 時間 7 単位>を認定して参ります。

(4) 実務／研修会

正会員向け経営実務（定期刊行「企業会計」・「経理情報」等の掲載内容）科目を講習内容とする「研修会<ゼミ形式>」を年 2 回（3 月／9 月）に開講し、参加された有資格者の方には、資格更新単位<一回当たり 3 時間 6 単位>を認定して参ります。

(5) 実践／研修会

正会員向け集合研修（毎年度協会が取り組む調査研究事業等）を講習内容とする「研修会<ゼミ形式：実践研修>」を年 2 回（弊会「総会」開催時 - 5 月／全能連「技術大会」開催時 - 11 月）に開講し、参加された有資格者の方には、資格更新単位<一回当たり 2.5 時間 5 単位>を認定して参ります。

2. 自主研鑽による単位認定

(1) 標準資格者の上級資格「試験対策講座」参加による単位認定

標準資格者（I P O・内部統制実務士）が、上級資格（上級 I P O実務士、上級内部統制実務士）試験に申し込まれ、弊会主宰の上級試験「試験対策講座（年2回開講）」に出席された方には、**資格更新単位<一回当たり4時間8単位>**を認定して参ります。
（注）大阪会場で年2回（8月、2月）開催している試験対策ゼミへ既資格者が自主的に参加された場合も単位認定を行います。

(2) 上級資格者の「講習・研修会講師」による単位認定

上級資格者（上級 I P O実務士・上級内部統制実務士）が、弊会が主宰する「**資格更新講習会や研修会で講師を担う**」ことで、知識と業務の補充更新を単位認定します。現状の講習1時間半の講習講師で**<一回当たり20単位>**を認定して参ります。

(3) 論文審査による単位認定

標準資格者・上級資格者とも、弊会及び協力団体が主宰する「**論文募集**」（注）に応募することで、論文審査により単位認定します。審査員の審査によりますが、**表彰対象推薦論文であれば<一回当たり20単位>**を認定して参ります。
（注）弊会ならびに全日本能率連盟、プロネクサス、地域金融研究所、中央経済社が実施する論文募集への論文審査申請を対象とします。

3. 定期購読誌による単位認定

地域金融研究所：月刊「New Finance」誌の「定期購読」により資格更新単位**<購読期間1年間5単位、2年間10単位>**を認定して参ります。なお購読料は有資格者向け特別購読料1カ年8,000円（一般購読料8,820円：税・送料込を割引頒布）とします。

4. 遠隔地在住者の通信講習特例

遠隔地在住（注）の有資格者向け通信制教育による単位を認定していく。今後も希望により受講を受付、資格更新単位**<2年間3回以上（延長5回迄）資格更新講習会資料の提供による通信教育を受けレポート提出：20単位、希望により10単位認定も実施>**を認定して参ります。なお、通信教育の受講は本人の申し出により受付けます。
（注）原則として、関東甲信越・関西地区より遠方に居住の方等で、東京・大阪で開催する講習会・研修会への参加が困難な方を対象とします。

5. 資格更新手続きが未了の方の再登録、資格登録の休止扱い

- (1) 資格更新単位を取得しながら、資格更新の手続きが未了（資格更新登録料が未納）の方は、資格有効期間経過後**2年以内**であれば、資格更新登録料を納入して再登録が可能です。ただし、資格更新後の残存の有効期間内で、次の資格更新に必要な単位は取得願います。
- (2) 資格登録後「有効期間2年間」内に計**20単位**を取得できず、資格更新が出来なかった方で、「再登録」を希望される方には、原則として再度『資格（再）認定試験』を受験いただき、この試験合格後に資格を再登録します。
ただし「合格再認定の水準」は、新たに受験される方より、これまでの御経歴などを斟酌して可否を判定いたします。
- (3) 資格登録の休止扱い
資格登録後「有効期間」内に海外等遠隔地への転勤・出産育児介護等の休業・病気入院など特段の事情がある場合は、資格登録の休止扱いを申し出ることを可能としますので、事前に事務局まで御照会ください。

以上